

# 一般社団法人むすび 定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

当法人は、一般社団法人むすびと称する。

### 第2条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都豊島区上池袋3丁目1番1号ヴィア・シテラ・東京702号に置く。

### 第3条（公告方法）

当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 目的及び事業

### 第4条（目的）

当法人は、障がい者の雇用を創出することにより、障がい者が、やり甲斐と生き甲斐を持ち、健常者とともに輝く共生の道を創ることを目的とする。

### 第5条（事業）

当法人は、前条の目的に資するために、以下各号の事業を行う。

- ①食品の製造及び販売業
- ②菓子類の製造及び販売業
- ③飲食業
- ④各種レシピの開発
- ⑤食品に関するコンサルティング業
- ⑥飲食業に関するコンサルティング業
- ⑦音楽、映像、講演、演劇、絵画、イラストの企画、制作、興行
- ⑧音声、映像ソフトウェアの企画、制作、販売
- ⑨書籍、雑誌、各種情報媒体の制作及び出版
- ⑩著作権、商標権、意匠権の管理業
- ⑪物品販売業

- ⑫通信販売業
- ⑬障がい者支援事業
- ⑭上記各号に付帯関連する事業

## 第3章 会員

### 第5条（会員の構成）

当法人は、以下各号の会員で構成するものとし、正会員のみが一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。

- ①正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- ②サポーター会員 当法人の運営活動を補助するために入会した個人
- ③賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または法人

2. 前項各号の者の入会資格並びにその他の事項は、本定款に定める他、別途社員総会で定める会員規程による。

### 第7条（入会等）

当法人に入会を希望する個人または法人は、別途社員総会で定める会員規程に基づいて入会手続きを経なければならない。

2. 正会員及び賛助会員は、別途社員総会で定める会員規程に基づいた会費等を支払う。

### 第8条（経費等の負担）

正会員は、当法人の目的を達成するために必要な経費の支払う義務を負う。

### 第9条（任意退社）

会員は、1ヶ月以上前に当法人に対して予告することにより、任意にいつでも退社することができる。

### 第10条（除名）

会員が以下各号のいずれかに該当するに至ったとき、社員総会の決議によって、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって当該会員を除名することができる。

- ①本定款その他の規則に違反したとき
- ②当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- ③その他除名すべき正当な理由があるとき

#### 第11条（会員資格の喪失）

前2条の他、会員が以下各号のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- ①第7条2項の支払い義務を3ヶ月以上履行しなかったとき
- ②死亡または解散したとき
- ③総正会員が同意したとき

### 第4章 社員総会

#### 第12条（構成）

社員総会は全ての正会員をもって構成する。

#### 第13条（開催）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時総会として毎年11月に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

#### 第14条（招集）

社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2. 前項の招集は開催日の1週間前までに行う。

#### 第15条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときには、当該社員総会において議長を選出する。

#### 第16条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### 第17条（議決の方法）

社員総会の議決は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

#### 第18条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### 第19条（役員の設定）

当法人の理事は2名以上10名以内とする。

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

### 第20条（役員を選任）

理事は、社員総会の議決により正会員の中から選出する。

2. 代表理事は、理事の互選により定める。

### 第21条（理事の職務及び権限）

理事は、法令及び本定款の定めるところにより職務を遂行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

### 第22条（役員任期）

理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 人気が満了前委に退任した理事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

### 第23条（役員解任）

理事は、社員総会の議決により解任することができる。

### 第24条（報酬等）

理事の報酬、賞与其他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の議決により定める。

## 第6章 会計

### 第25条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

### 第26条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の全計までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。また、これを変更する場合

も同様とする。

## 第7章 基金

### 第27条（基金の拠出）

当法人は、会員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

### 第28条（基金の募集等）

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、別途社員総会で定める基金取扱規程によるものとする。

## 第8章 事務局

### 第29条（事務局）

当法人の事務を処理するため、社員総会の議決により事務局を設置することができる。

2. 事務局の組織、運営方法、業務委託内容については、別途社員総会で定める事務局規程によるものとする。

## 第9章 附則

### 第30条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和2年9月30日までとする。

### 第31条（設立時の役員）

当法人の設立時理事は次のとおりとする。

設立時理事 大石明恵 小島令子

設立時代表理事 大石明恵

### 第32条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都豊島区上池袋3丁目1番1号ヴィア・シテラ・東京702号

設立時社員 大石明恵

住所 埼玉県さいたま市中央区上峰1丁目15番12-201号

設立時社員 小島令子

第33条（法令の準拠）

本定款の定めがない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

令和元年10月8日